

務 甲 達 第 1 4 8 号  
生 企 甲 達 第 4 8 6 号  
地 甲 達 第 7 1 号  
搜 一 甲 達 第 6 5 号  
交 指 甲 達 第 5 7 号  
学 甲 達 第 1 0 号  
平成 1 7 年 8 月 4 日

部 課 署 長 殿

共	0 0	0 1	1 0	150	長期
---	-----	-----	-----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察職場実習及び実戦実習実施要領の制定について（通達）

- 対号 1 平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け務甲第 2 9 号「石川県警察採用時  
教養実施要綱の制定について（通達）」
- 対号 2 平成 1 5 年 9 月 2 4 日付け務甲達第 1 8 0 号、生企甲達第 7 8  
号、地甲達第 9 2 号、搜一甲達第 6 9 号、交指甲達第 6 0 号、  
学甲達第 3 2 号「職場実習実施要領の制定について（通達）」
- 対号 3 平成 1 7 年 3 月 1 8 日付け務甲達第 4 2 号「石川県警察採用  
時教養実施要綱の一部改正について（通達）」

今般、「石川県警察採用時教養実施要綱」の一部を改正したことに伴い、平成  
1 7 年 4 月 1 日以降に採用された巡査に対する職場実習及び実戦実習について、  
別添 1 「石川県警察職場実習実施要領」及び別添 2 「石川県警察実戦実習実施要  
領」を制定したので、その運用について遺憾のないようされたい。

なお、対号 2 は、平成 1 6 年度末までに採用された巡査に対する採用時教養が  
修了する平成 1 8 年 1 2 月末日をもって廃止する。

（学校職場教養係 2 6 7 2 ）

## 別添 1

### 石川県警察職場実習実施要領

#### 第 1 職場実習の目的

職場実習は、初任科の課程を修了した者を対象に、職場実習指導員の指導の下に、現場実習及び勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識技能を修得させることを目的とする。

#### 第 2 職場実習の編成及び期間

##### 1 編成

職場実習は、地域実習、捜査実習の順に行うものとする。

##### 2 期間

- (1) 初任科卒業から初任補修科入校までの間とし、長期課程、短期課程共に 3 か月とする。
- (2) 長期課程、短期課程共に、地域実習 2 か月、捜査実習 1 か月とする。

#### 第 3 職場実習生の所属等

職場実習生の所属は、原則として配置警察署である、金沢中警察署、金沢東警察署、金沢西警察署、大聖寺警察署、小松警察署、松任警察署、津幡警察署、羽咋警察署及び七尾警察署とし、実習期間中の居住先については、原則として待機宿舎又は独身寮とする。

#### 第 4 職場実習先

- 1 職場実習は、採用時教養の効率をより一層高めるため、初任科の課程を修了した者を対象に、職場実習指導員の指導の下に、現場実習及び勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識・技能を修得させるものであることから、実習先は、原則として、交番又は署所在地（以下「交番等」という。）及び刑事を担当する課（係）とする。
- 2 実習先の交番等は、原則として、地域実習を通して同一とするが、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、実習先を変更することができるものとする。

#### 第 5 教養体制

職場実習生が配置となった警察署長（以下「警察署長」という。）は、職場実習の総括責任者として実習を総括し、適切かつ効果的な推進を図るため、次の各号の者を指定した上、別表 1「実習教養体制表」により、速やかに警務部警務課長（以下「本部警務課長」という。）を經由して警察本部長に報告するものとする。

##### 1 教養担当者

警察署長は、副署長（次長）を教養担当者に指定するものとする。

これは、職場実習が、地域部門だけでなく他の部門にも及ぶため、これらの各部門間の調整を図るとともに、公私両面にわたる教養体制の充実を図るためである。

したがって、教養担当者は、勤務面及び私生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、職場実習の効果的な推進を図るものとする。

## 2 教養指導者

- (1) 警察署長は、職場実習に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に指定するものとし、原則として、地域実習にあつては地域担当課長を、捜査実習にあつては刑事担当課長をそれぞれ指定する。

また、職場実習期間中における私生活面の教養指導者には、原則として、警務担当課長を指定するものとする。

なお、必要に応じて、係長を教養指導者の補助者として指定し、運用することができるものとする。

- (2) 教養指導者は、職場実習指導員等を指揮し、職場実習を計画的に推進するものとする。

なお、教養指導者以外の各級幹部は、職場実習が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

## 3 職場実習指導員

- (1) 原則として、警察署長は、職場実習先の交番等に勤務する地域係の警部補、巡査部長又は巡査の中から職場実習指導員を指定するものとする。

地域部門以外の部門での職場実習においては、当該業務を担当する係の警部補、巡査部長又は巡査の中から職場実習指導員を指定するものとする。

なお、必要に応じて、職場実習指導員を補佐する職場実習補助員を指定し、運用することができるものとする。

- (2) 職場実習指導員には、人格的に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を指定するものとする。
- (3) 実習項目又は実習内容によって、他の者による指導の方がより効果的である場合には、職場実習指導員以外の者に指導させることができるものとする。

## 第6 実施要領

### 1 職場実習の指導形態

- (1) 地域実習

マンツーマンの職場実習指導員による同行指導の下に、地域警察官とし

て必要な知識・技能を修得させる。

(2) 捜査実習

原則としてマンツーマンの職場実習指導員による指導の下に、司法警察職員として必要とされる基本的な捜査実務に関する知識・技能を修得させる。

2 実習の内容、方法等

(1) 基礎教養

教養担当者は、職場実習の当初4日間は、別表2「基礎教養」に掲げる管内情勢、けん銃の管理、交番勤務要領、留置管理業務、私生活の在り方等について、基礎的な教養を実施するものとする。

(2) 地域実習

ア 地域実習においては、別表3「地域実習項目一覧表」に掲げる職務について教養を行うものとする。

「地域実習項目一覧表」は、警察署で勤務する地域警察官が標準的に体得しなければならない職務内容を分析し、これを体系的かつ段階的に整理したものであり、教養指導者は、職場実習の効果を高めるため、職場実習生の能力、体験程度、成育状況等を勘案しながら、職場実習生が実習項目について効率的かつ主体的に体験、修得できるよう配慮するものとする。

イ 「地域実習項目一覧表」に掲げる職務については、原則として、これらの増減又は変更を行わないものとする。

ウ 地域実習の期間中においては、特に、地域警察官として必要とされる基本的な捜査書類の作成能力を確実に修得させることとし、事後に行う捜査実習が効率的かつ効果的に推進できるよう配慮するものとする。

エ 地域実習の進捗を把握し、教養効果を高めるため、別表4「職場実習記録表(指導者用)」及び別表5「職場実習記録表(本人用)」を作成するものとする。

オ 教養指導者は、地域実習の期間中、適宜、実習状況を確認し、「職場実習記録表(指導者用)」に必要な事項を記載するものとする。

なお、警察署の実情により、当該記録表を職場実習指導員に記載させることとして差し支えないが、この場合にあっても、教養指導者は、適宜、職場実習指導員に当該記録表を提出させ、実習状況を確認し、必要な指導等の管理・調整を行うものとする。

カ 職場実習生は、常に、実習の状況及び進捗を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は職場実習指導員の指導を求め、「地域実習項目

一覧表」の内容を実習した場合には、「職場実習記録表(本人用)」に実習月日等を記載するものとする。

キ 職場実習生は、地域実習期間中、別表6の「地域実習日誌」を作成するものとする。

### (3) 捜査実習

ア 捜査実習においては、おおむね、別表7の「捜査実習項目一覧表」に掲げる内容について教養を行うものとする。

「捜査実習項目一覧表」は、司法警察職員として必要とされる基本的な捜査実務を分析し、これを体系的かつ段階的に整理したものであり、教養指導者は同表に掲げる実習項目について、職場実習生の能力、体験程度等を勘案し、職場実習生が主体的に体験、修得できるよう配慮するものとする。

イ 捜査実習においては、事件当直勤務を必須とし、当該勤務を通じて、数多くの事件・事故現場を体験させ、捜査部門における当直勤務の概要を理解させるとともに、その初動対応要領等を体験させるものとする。

ウ 職場実習生は、捜査実習期間中、別表8の「捜査実習日誌」を作成するものとする。

エ 警察署長は、捜査実習修了後、別表9の「捜査実習実施結果報告書」を作成するものとする。

### (4) 体力の錬成

警察署長は、職場実習期間中において、余暇を利用した運動、トレーニングの実施等により体力の維持、向上に努めさせるとともに、運動習慣を身につけさせること。

また、柔道、剣道、逮捕術等の各種術科訓練についても、実習に支障を及ぼさない範囲において、努めて参加させるよう配慮するものとする。

## 3 実施上の留意事項

(1) 職場実習生が警察官としての職権を行使できることはもちろんであるが、現行犯人逮捕等目前急迫の事案発生の場合を除き、単独での職務執行は行わせないものとする。

(2) 捜査実習は、職場実習指導員のマンツ - マンによる指導を原則とするが、マンツーマンにより難しい特別の事情がある場合には、実習の効果を妨げない範囲内で一人の職場実習指導員が複数の職場実習生を担当することとして差し支えない。この場合も、教養担当者は、一部の職場実習指導員に過度な負担とならないよう配慮すること。

また、教養指導者は、真に効果が上がるよう業務全般を見据えた上、係

間の連携に配慮するなど、その指導体制の確立を図るものとする。

## 第7 相互の連絡等

- 1 本部警務課長、警察署長及び警察学校長は、相互に緊密な連絡をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。
- 2 警察学校長は職場実習を効果的に実施するため、職場実習生の初任科在校中における成績を、別表10「職場実習結果記録表」に記入し、本部警務課長及び警察署長に送付するものとし、警察署長はこれを職場実習生の指導教養の資料として活用するものとする。
- 3 警察署長は、職場実習生が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて職場実習が受けられるよう、特に受入体制に配慮するとともに、職場実習期間中、必要に応じて随時、警察学校の教官を交えて、職場実習生及びその指導に携わる者による検討会を行うものとする。
- 4 警察学校長は、職場実習期間中、必要に応じて随時、担任教官等に、警察署を巡回させ、教養指導者等との連携の下に職場実習生の指導を行わせるとともに、適宜、職場実習生を招致して検討会を行うものとする。
- 5 警察署長、本部警務課長、警察学校長は相互に連携し、職場実習指導員(候補者を含む。)に対し、職場実習生の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するものとする。

## 第8 職場実習終了時の措置

- 1 警察署長は、職場実習が終了したときは、別表10「職場実習結果記録表」に必要事項を記載し、「職場実習記録表(指導者用)」及び「捜査実習実施結果報告書」とともに、速やかに警察学校長に送付するものとする。
- 2 警察学校長は、警察学校で所要の措置を行った後は、職場実習が終了した者に係る「職場実習記録表(指導者用)」をその者の所属する警察署長に返送するものとする。
- 3 警察署長は、警察学校長から返送された「職場実習記録表(指導者用)」を3年間保管し、活用するものとする。

## 石川県警察実戦実習実施要領

### 第 1 実戦実習の目的

実戦実習は、採用時教養修了時における本格的実務に向け、独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務に習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させることを目的とする。

### 第 2 実戦実習の期間

初任補修科の卒業から採用時教養修了までの間とし、期間は、長期課程 5 か月、短期課程 4 か月とする。

### 第 3 実戦実習生の所属等

実戦実習生の所属は、原則として配置先警察署とし、実戦実習期間中の居住先については、原則として待機宿舎又は独身寮とする。

### 第 4 実戦実習先

- 1 実戦実習先は、原則として、交番又は署所在地（以下「交番等」という。）とする。
- 2 実戦実習先の交番等は、原則として、実戦実習期間を通して同一とするが、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、交番等を変更することができるものとする。
- 3 地域警察官としての実務能力を向上させるため、交通部門における実習を 1 週間行わせ、必要に応じて、警ら用無線自動車勤務等を体験させ、また、一時的に、刑事、生活安全等の部門において、実習を行わせることができるものとする。
- 4 特に必要があると認める場合は、正規の勤務員（戒護員又は看守勤務員）の補助的な立場の者として、護送活動及び看守活動の実習を行わせるものとする。

また、特に必要があると認める場合は、護送活動及び看守活動の補助者として必要な教養を受講しており、上記の補助的な立場の実習における勤務の状況から、補助者として必要な知識・技能を有していると認められた者を一時的に補助者として従事させることができるものとする。ただし、実戦実習生をこれらの活動に従事させるに当たっては、交番等における地域警察活動を修得させることに支障を生じることがないように従事回数等について配慮すること。

### 第 5 教養体制

実戦実習生が配置となった警察署長（以下「警察署長」という。）は、実習の総括責任者として実習を総括し、適切かつ効果的な推進を図るため、次の者を指定した上、別表1「実習教養体制表」により、速やかに警務部警務課長（以下「本部警務課長」という。）を經由して警察本部長に報告するものとする。

#### 1 教養担当者

警察署長は、副署長（次長）を教養担当者に指定するものとする。

教養担当者は、勤務面及び私生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実戦実習の効果的な推進を図るものとする。

#### 2 教養指導者

- (1) 警察署長は、地域担当課長を教養指導者に指定するものとし、また、一時的に他の部門の実習を行う場合には、当該実習期間中、当該部門の担当課長を教養指導者に指定するものとする。

また、実戦実習期間中における私生活面の教養指導者には、原則として、警務担当課長を指定するものとする。

なお、必要に応じて、係長を教養指導者の補助者として指定し、運用することができるものとする。

- (2) 教養指導者は、実戦実習指導員等を指揮し、実戦実習を計画的に推進するものとする。

なお、教養指導者以外の各級幹部は、実戦実習が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

#### 3 実戦実習指導員

- (1) 原則として、警察署長は、実戦実習先の交番等に勤務する地域係の警部補、巡査部長又は巡査の中から実戦実習指導員を指定するものとする。

地域部門以外の部門での一時的な実習においては、当該業務を担当する係の警部補、巡査部長又は巡査の中から実戦実習指導員を指定するものとする。

なお、必要に応じて、実戦実習指導員を補佐する実戦実習補助員を指定し、運用することができるものとする。

- (2) 実戦実習指導員には、人格的に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を指定するものとする。

- (3) 実戦実習指導員は、原則として職場実習指導員と同一人とするが、異動等の実情により、他の者を実戦実習指導員とすることができるものとする。

また、実習項目又は実習内容によって、他の者による指導の方がより効果的である場合には、実戦実習指導員以外の者に指導させることができる

ものとする。

## 第6 実施要領

### 1 実戦実習の指導形態

実戦実習指導員による管理、指導の下、実戦実習生の独力による地域勤務を行わせることとするが、必要によっては、マンツーマンによる同行指導を実施するなど、実戦実習生個々の能力・修得状況、実習先の交番等の取扱業務及び実習内容等を総合的に勘案して、実態に即した弾力的な運用を図るものとする。

### 2 実戦実習の内容、方法等

- (1) 実戦実習においては、別表3「地域実習項目一覧表」に掲げる職務について教養を行うものとする。

「地域実習項目一覧表」は、警察署で勤務する地域警察官が標準的に体得しなければならない職務内容を分析し、これを体系的かつ段階的に整理したものであり、教養指導者等は、職場実習及び初任補修科における修得状況を踏まえ、実戦実習生の能力、体験程度、成育状況等を勘案しながら、実戦実習生が実習項目について効率的かつ主体的に体験、修得できるよう配慮するものとする。

なお、交通部門で行う実習は、別表1-1「実戦実習(交通)項目一覧表」に掲げる項目について実習を行うものとする。

- (2) 「地域実習項目一覧表」に掲げる職務については、原則として、これらの増減又は変更を行わないものとする。
- (3) 実戦実習の進捗を把握し、教養効果を高めるため、別表1-2「実戦実習記録表(指導者用)」及び別表1-3「実戦実習記録表(本人用)」を作成するものとする。

ア 教養指導者は、期間中、適宜、実習状況を確認し、「実戦実習記録表(指導者用)」に必要な事項を記載するものとする。

なお、警察署の実情により、当該記録表を実戦実習指導員に記載させることとして差し支えないが、この場合にあっても、教養指導者は、適宜、実戦実習指導員に当該記録表を提出させ、実習状況を確認し、必要な指導等の管理・調整を行うものとする。

イ 実戦実習生は、常に、実習状況及び進捗を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は実戦実習指導員の指導を求め、「地域実習項目一覧表」の実習内容の修得程度に応じて、「実戦実習記録表(本人用)」に実習の進捗等を記載するものとする。

- (4) 体力の錬成

警察署長は、実戦実習期間中において、余暇を利用した運動、トレーニングの実施等により体力の維持、向上に努めさせるとともに、運動習慣を身につけさせること。

また、柔道、剣道、逮捕術等の各種術科訓練についても、実習に支障を及ぼさない範囲において、努めて参加させるよう配慮する。

### 3 実施上の留意事項

- (1) 実戦実習生に受持区を持たせることができるものとする。
- (2) 実戦実習指導員が複数の実戦実習生を担当する場合には、教養担当者は、一部の实戦実習指導員に過度な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 警察学校の教官等は、実戦実習期間中、必要に応じて随時、交番等を訪問し、実戦実習生の実習状況をチェックするとともに、必要な助言、指導等を行うものとする。

## 第7 初任総合検討会

### 1 警察署での検討会

- (1) 実戦実習修了時、原則として、警察署において、半日又は1日、実戦実習生の修得状況の確認、今後の指導方法等に関する検討会（以下「初任総合検討会」という。）を開催し、これをもって採用時教養を修了するものとする。
- (2) 初任総合検討会には、警察署長、教養担当者、教養指導者、実戦実習指導員及び実戦実習生が出席するとともに、警察学校の教官が出向くものとする。
- (3) 警察署長は、初任総合検討会においては、次のことを実施するものとする。
  - ア 座談会等を行い、実戦実習生の実戦実習項目の修得状況を確認する。
  - イ 修得状況を勘案し、必要と認める者に対しては、各職場において、上司（上級の地位にある者）が、教養目標達成に向けて個別に指導、援助しながら修得させる制度である「個人指導実施要綱」にいう、重点対象者に指定するものとする。
  - ウ 警務部長名の別表14「修了証書」を実戦実習生に交付する。
  - エ 「実戦実習記録表（指導者用）」を警察学校長に提出するものとする。

## 第8 相互の連絡等

- 1 本部警務課長、警察署長及び警察学校長は、相互に緊密な連絡をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。
- 2 警察署長は、実戦実習期間中、必要に応じて随時、警察学校の教官等を交えて、実戦実習生及びその指導に携わる者による検討会を行うものとする。

- 3 警察学校長は、実戦実習期間中、必要に応じて随時、担任教官等に、警察署を巡回させ、教養指導者等との連携の下に実戦実習生の指導を行わせるとともに、適宜、実戦実習生を警察学校に招致して検討会を行うものとする。
- 4 本部警務課長、警察署長及び警察学校長は相互に連携し、実戦実習指導員（候補者を含む。）に対し、実戦実習生の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するものとする。

#### 第9 実習修了後の措置

- 1 警察学校長は、警察学校で所要の措置を行った後は、実戦実習が修了した者に係る「実戦実習記録表（指導者用）」をその者の所属する警察署長に返送するものとする。
- 2 警察署長は、警察学校長から返送された「実戦実習記録表（指導者用）」を3年間保管し、活用するものとする。